

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	予算等の措置の名称 (項)(目)(目細)	概算要求額 (単位:千円)	政府 予算案への 反映の分類	政府予算案への 反映の状況	予算の名称 (項)(目)(目細)	予算額 (単位:千円)	構想 (プロ ジェクト) 管理 番号	支援措置 提案事項 管理番号	都道府 県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の 名称
内閣府	2010010	地域再生基盤強化交付金(道整備交付金)の対象拡大	地域再生法(平成17年法律第24号)第13条第1項	交通の円滑化及び産業の振興を図るために行われる道路、農道又は林道の2以上を総合的に整備する事業に要する経費に充てるための交付金を交付。	B-2	道整備交付金、まちづくり交付金等により、現行制度でも自転車の通行に配慮した整備は可能と考えられるが、より使い勝手をよくすべく対象を拡大できないかどうか、関係機関と調整していく。	(項)地域再生推進費(目)道整備交付金	31,428,000		道整備交付金の対象の拡大について関係省と調整した結果、広域農道の事業実施主体を市町村に拡大。	(項)地域再生推進費(目)地域再生基盤強化交付金	137,700,000の内数	1100	11002010	三重県	伊勢自転車愛好会	自転車を活用した伊勢再生特区
内閣府	2010020	国の事業における景観形成に関する権限移譲	地域再生法(平成17年法律第24号)第13条第1項	地域における経済基盤の強化又は生活環境の整備のために行う次の事業に要する経費に充てるための交付金を交付。 交通の円滑化及び産業の振興を図るために行われる道路、農道又は林道の2以上を総合的に整備する事業 地域の人々の生活環境を改善するために行われる下水道、集落排水施設または浄化槽の2以上を総合的に整備する事業 地域における海上輸送及び水産業を通じて地域経済の振興を図るために行われる港湾施設及び漁港施設を総合的に整備する事業	C	地域再生基盤強化交付金は、道、汚水処理、港の3分野について類似した2以上の施設の総合的な整備のために交付されるものであり、良好な景観形成のために増加する鉄道建設費に充てることは大きく(目的が異なるものである。なお、地域再生基盤強化交付金を活用した施設整備を行う場合には、交付された金額の範囲内において、地域再生計画に掲げた目標を達成するために必要な良好な景観形成に配慮した事業を行うことはできるものと考えられる。						1101	11012021	福岡県	個人	美しい鉄道で丁寧な国づくりプロジェクト	
内閣府	2010030	地域経済活性化に向けた「交通ネットワークすいすいプラン」(道整備交付金対象道路の拡充)	地域再生法(平成17年法律第24号)第13条第1項	交通の円滑化及び産業の振興を図るために行われる道路、農道又は林道の2以上を総合的に整備する事業に要する経費に充てるための交付金を交付。	B-2	地域再生基盤強化交付金は省庁に跨った類似した2以上の施設の総合整備のために交付するものであるが、より使い勝手をよくすべく対象を拡大できないかどうか、関係機関と調整していく。	(項)地域再生推進費(目)道整備交付金	31,428,000		地域再生計画は複数の地方公共団体が共同で作成することも可能であり、都市部から農村部を含んだ広域計画を策定することで道整備交付金を活用することが可能なことを周知する。道整備交付金の対象の拡大について関係省と調整した結果、広域農道の事業実施主体を市町村に拡大する。	(項)地域再生推進費(目)地域再生基盤強化交付金	137,700,000の内数	1153	11532010	群馬県	群馬県伊勢崎市	地域経済活性化に向けた「交通ネットワークすいすいプラン」(道整備交付金対象道路の拡充)
内閣府	2010040	地域再生基盤強化交付金(汚水処理施設)の対象事業の拡大	地域再生法(平成17年法律第24号)第13条第1項	地域の人々の生活環境を改善するために行われる下水道、集落排水施設または浄化槽の2以上を総合的に整備する事業に要する経費に充てるための交付金を交付。	B-2	汚水処理施設整備交付金については、まずは整備の立ち後れた地域で汚水処理施設を普及することに重点を置いているが、より使い勝手をよくすべく、対象を拡大できないかどうか、関係機関と調整していく。	(項)地域再生推進費(目)汚水処理施設整備交付金	57,036,000		つなぎ込みについては、従来通りの取り扱いによる。汚水処理施設整備交付金の対象の拡大について関係省と調整した結果、交付金を活用し単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に換える場合、一定の範囲で撤去費を補助対象に加える。	(項)地域再生推進費(目)地域再生基盤強化交付金	137,700,000の内数	1194	11942020	山形県	山形県	最上川環境共生圏形成計画
内閣府	2010050	地域再生基盤強化交付金の拡充(港整備交付金の対象範囲の拡大)	地域再生法(平成17年法律第24号)第13条第1項	地域における海上輸送及び水産業を通じて地域経済の振興を図るために行われる港湾施設及び漁港施設を総合的に整備する事業に要する経費に充てるための交付金を交付。	B-2	港整備交付金については、港湾区域、漁港区域に指定されれば、適用は可能であり、さらに他の河川整備事業などと連携するなど工夫することも可能と考えられるが、より使い勝手をよくするため、対象を拡大できないかどうか、関係機関と調整していく。	(項)地域再生推進費(目)港整備交付金	5,820,000		港整備交付金の対象の拡大について関係省と調整した結果、事業実施主体への管理者以外の地方港湾の所在市町村の追加及び本土と離島の連携整備の強化について拡充する。 なお、内容によっては原稿で対応可能なものもあるので、具体的な案があれば相談されたい。	(項)地域再生推進費(目)地域再生基盤強化交付金	137,700,000の内数	1211	12112030	滋賀県	浜大津観光協会	浜大津・ウォーターフロント再生プロジェクト
内閣府	2010060	地域再生基盤強化交付金における国の予算の一元化	地域再生法(平成17年法律第24号)第13条第1項	地域における経済基盤の強化又は生活環境の整備のために行う次の事業に要する経費に充てるための交付金を交付。 交通の円滑化及び産業の振興を図るために行われる道路、農道又は林道の2以上を総合的に整備する事業 地域の人々の生活環境を改善するために行われる下水道、集落排水施設または浄化槽の2以上を総合的に整備する事業 地域における海上輸送及び水産業を通じて地域経済の振興を図るために行われる港湾施設及び漁港施設を総合的に整備する事業	C	地域再生基盤強化交付金は、対象施設に関する専門的知見を活用する等効果的かつ効率的な執行の観点から、交付事務を対象施設の所管省庁としている。 なお、交付金を交付する3省でワンストップ窓口が設けられたところであり、その十分な活用されるよう関係機関に働きかけるほか、窓口の利用状況を踏まえつつ、必要があればその改善のため、関係機関と調整していく。	(項)地域再生推進費(目)道整備交付金(目)汚水処理施設整備交付金(目)港整備交付金	94,284,000		(参考)ワンストップ窓口については、利用状況が低調であったことから、より利用しやすいように改善する。	(項)地域再生推進費(目)地域再生基盤強化交付金	137,700,000の内数	1215	12152010	三重県	三重県	地域が使いやすい交付金制度の提案
内閣府	2010070	施設間充当を行った場合の予算所管省庁の変更	地域再生法(平成17年法律第24号)第13条第1項	地域における経済基盤の強化又は生活環境の整備のために行う次の事業に要する経費に充てるための交付金を交付。 交通の円滑化及び産業の振興を図るために行われる道路、農道又は林道の2以上を総合的に整備する事業 地域の人々の生活環境を改善するために行われる下水道、集落排水施設または浄化槽の2以上を総合的に整備する事業 地域における海上輸送及び水産業を通じて地域経済の振興を図るために行われる港湾施設及び漁港施設を総合的に整備する事業	B-2	会計検査事務等が負担とならないよう関係機関と調整を図っていく。	(項)地域再生推進費(目)道整備交付金(目)汚水処理施設整備交付金(目)港整備交付金	94,284,000		(参考)会計検査受検事務等が負担とならないよう関係機関へ働きかけを行った。	(項)地域再生推進費(目)地域再生基盤強化交付金	137,700,000の内数	1215	12152020	三重県	三重県	地域が使いやすい交付金制度の提案
内閣府	2010080	道整備交付金の対象施設の拡大	地域再生法(平成17年法律第24号)第13条第1項	交通の円滑化及び産業の振興を図るために行われる道路、農道又は林道の2以上を総合的に整備する事業に要する経費に充てるための交付金を交付。	B-2	地域再生基盤強化交付金は省庁に跨った類似した2以上の施設の総合整備のために交付するものであるが、より使い勝手をよくすべく対象を拡大できないかどうか、関係機関と調整していく。	(項)地域再生推進費(目)道整備交付金	31,428,000		道整備交付金の対象の拡大について関係省と調整した結果、広域農道の事業実施主体を市町村に拡大する。(関連道路の扱いは従来通り。)	(項)地域再生推進費(目)地域再生基盤強化交付金	137,700,000の内数	1215	12152030	三重県	三重県	地域が使いやすい交付金制度の提案
内閣府	2010090	古民家群の残る農村風景を観光資源とするために活用できる多様な交付金・補助金等の一元化。	地域再生法(平成17年法律第24号)第13条第1項	地域における経済基盤の強化又は生活環境の整備のために行う次の事業に要する経費に充てるための交付金を交付。 交通の円滑化及び産業の振興を図るために行われる道路、農道又は林道の2以上を総合的に整備する事業 地域の人々の生活環境を改善するために行われる下水道、集落排水施設または浄化槽の2以上を総合的に整備する事業 地域における海上輸送及び水産業を通じて地域経済の振興を図るために行われる港湾施設及び漁港施設を総合的に整備する事業	C	地域再生基盤強化交付金は農村地域にとどまらず全国で活用できる支援措置であることから、農村地域を対象に限定するのは適切ではないが、ご提案にあるように長期的な計画のもと地域再生に取り組むことは重要と考えられることから、農村地域の活性化に資する地域再生の支援措置の更なる充実に努めてまいりたい。						1219	12192010	山梨県	財団法人山梨総合研究所	原郷の里づくり構想	

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	予算等の措置の名称 (項)(目)(目細)	概算要求額 (単位:千円)	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称 (項)(目)(目細)	予算額 (単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
内閣府	2010100	地域連携事業(複数地域の同時採択制度)の導入	なし	提案事項に関する補助制度はない。	C	防災関係の補助制度に関する要求を内閣府は行っていないため。	-	-					1317	13172010	東京都	早稲田商店会、早稲田いのちのまちづくり実行委員会	地域間交流と地域の拠点づくり事業
				「市民活動団体等支援総合事業」では、地域再生に資するNPO活動について、支援を実施している。	D	「市民活動団体等支援総合事業」では、複数地域の共同による事業提案を受け付けている。	国民生活充実対策調査費 市民活動団体等支援総合事業	168,720			国民生活充実対策調査費 市民活動団体等支援総合事業	108,088			東京都	早稲田商店会、早稲田いのちのまちづくり実行委員会	地域間交流と地域の拠点づくり事業

制度の所管 府省庁・関 係府省庁
国土交通省 内閣府
内閣府 国土交通省
内閣府 国土交通省
内閣府 農林水産省 国土交通省 環境省
内閣府 国土交通省 農林水産省
内閣府 農林水産省 国土交通省 環境省
内閣府 農林水産省 国土交通省 環境省
内閣府 農林水産省 国土交通省
国土交通省 農林水産省 内閣府

制度の所管 府省庁・関 係府省庁
経済産業省 国土交通省 総務省 農林水産省 文部科学省 厚生労働省 内閣府